

# 弁護士労働相談

- ◎解雇、賃金不払い、長時間労働、セクハラ、パワハラ、損害賠償など労働問題に関する高度な法律問題について、労働法に詳しい弁護士が相談に応じます。
- ◎事前に予約申込が必要です。※職員が相談をお受けした後に、予約を受け付けます。
- ◎ご相談は年度内1回限り（本所支所の弁護士労働相談、女性弁護士労働相談を含む）です。
- ◎弁護士を紹介する場ではありません。

## ■会場・日程

2025年4月～2026年3月

| 会場  | 4月   | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    |
|-----|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平塚  | 9(水) | —     | 11(水) | 9(水)  | 13(水) | —     |
| 小田原 | —    | 14(水) | —     | —     | —     | 10(水) |
| 会場  | 10月  | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    |
| 平塚  | 8(水) | 12(水) | 10(水) | —     | 12(木) | 11(水) |
| 小田原 | —    | —     | —     | 14(水) | —     | —     |

## ■時間

午後1時30分～午後4時30分（全4コマ）

① 13:30～14:10、② 14:15～14:55、③ 15:00～15:40、④ 15:45～16:25

## ■会場

**平塚** 県平塚合同庁舎別館 かながわ労働センター湘南支所  
（平塚市西八幡1-3-1）

（注）2026年2月12日、3月11日は支所移転のため実施場所変更予定

**小田原** 県小田原合同庁舎1階 県民の声・相談室  
（小田原市荻窪350-1）



【相談方法】 弁護士による面談、秘密厳守

【必要資料】 ①トラブルの概要、②労働契約書などの写し、③給料明細書、  
④相手方からの通知書 など  
（資料は、なくても相談いただけます）

予約申込 神奈川県かながわ労働センター湘南支所 <電話0463-22-2711（代）>

※職員による労働相談は、土、日、祝・休日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除き、毎日（9:00～12:00、13:00～17:00）お受けしています。